

令和 4 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 3 年 11 月

関東地方知事会



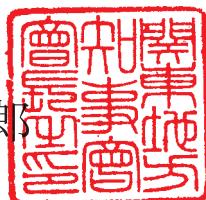
令和3年10月20日に関東地方知事会において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

令和3年11月

関東地方知事会

会長 山梨県知事	長崎 幸太郎
東京都知事	小池 百合子
茨城県知事	大井川 和彦
栃木県知事	福田 富一
群馬県知事	山本 一太
埼玉県知事	大野 元裕
千葉県知事	熊谷 俊人
神奈川県知事	黒岩 祐治
静岡県知事	川勝 平太
長野県知事	阿部 守一



目	次
1 地方分権改革の推進について	· · · · 1
2 土砂災害防止に向けた盛土の安全対策の推進について	· · · · 21
3 医師確保対策について	· · · · 24
4 特定家畜伝染病対策について	· · · · 28
5 豚熱感染拡大防止に係る野生イノシシ対策について	· · · · 30
6 発達障害児に関する診療・療育体制の整備について	· · · · 32
7 学校教育の充実に向けた人材の確保について	· · · · 34
8 警察官の増員、警察車両及び装備資機材の整備による治安基盤の充実・強化について	· · · · 36
9 防災・防疫対策等の推進について	· · · · 37
10 ウィズコロナ・ポストコロナの観光振興について	· · · · 51
11 二拠点居住等の推進について	· · · · 54

## 1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかつた地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。さらに、地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわ

しい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

## I 真の地方分権型社会の実現

### 1 国と地方の役割分担の適正化

現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要性がある。加えて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要である。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、都道府県知事の権限で施設の使用停止等の要請・命令や保健所による疫学調査などの実効性を担保する一定の法的措置を講じることができるようになったが、改正内容の運用に当たっては、地方の意見も聴いた上で適切に対応すること。

### 2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

### 3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかる議案については、こうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

加えて、近年、法令上は努力義務規定や任意規定であるものの、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていて、事実上策定せざるを得ない計画が増えていることから、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合など政策実施方法の見直しを行い、地方の自主的政策判断を尊重すること。

## 4 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが9割以上であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」するとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、令和3年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた提案総数220件のうち、約2割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関することも提案の対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていない

ものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第11次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

## 5 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、「地方公共団体のデジタル化」等を措置することとしているが、こうした取組を進めるに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

## 6 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策については、国と地方で重ねて協議・意見交換を行い、現場のニ

ズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化されるとともに、地方がリーダーシップを発揮して対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）において、今回の新型コロナウイルス感染症対策で直面した課題への対応について示されているが、国と地方の新たな役割分担等について検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行うこと。

## 7 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保

障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

## Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

### 1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

2021年度（令和3年度）以降においても、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の著しい悪化やそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置・まん延防止等重点措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策を実施する必要がある。よって、このような税収の減少や行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金制度の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

なお、今後、営業時間短縮要請に伴う協力金等については、地方公共団体が、臨時交付金の地方単独事業分を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等での財源として活用できるよう、臨時交付金の地方単独事業とは別に、実質的に全額国費で負担すること。また、国の令和3年度予算に計上される国庫補助事業等に係る地方負担額についても交付対象とするなど確実な地方財政措置を講じること。加えて、月次支援金の上乗せ、横出し支援については、措置期間の延長の都度、要件の内容が変更されており、支援内容の地域偏在を是正し迅速で公平な給付とするためにも、地域ごとの上乗せ、横出しではなく、申請者の情報を把握している国において月次支援金を拡充する等責任をもって行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき地方が実施する事業についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援

交付金を柔軟に活用できるようにするなど、全額国費で負担すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、特に、都道府県税の約3割を占める基幹税である地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、令和3年度以降も減収補てん債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

## 2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

## 3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和2年12月に第

2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を示しており、地方創生のさらなる深化に向け、地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援を拡充・継続すること。

令和3年度地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額の1,000億円が確保されたところである。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

また、地方創生推進交付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について引き続き、柔軟かつ弾力的に対応すること。

なお、地方創生拠点整備交付金については、令和2年度第3次補正予算で500億円が確保され、令和3年度当初予算で、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化を図るため、前年度より20億円増額し、50億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年度第3次補正予算で1.5兆円増額された。また、令和3年度の予備費の活用により事業者支援分（5,000億円）が創設され、3,000億円が先行交付された。加えて、留保されていた2,000億円を都道府県に交付するとともに、令和2年度第3次補正予算の繰越分を活用し、市町村に1,000億円を交付することとされた。し

かし、感染症対策の長期化や変異株による全国的な感染再拡大の影響で、既に不足が生じている。

今後も感染拡大に歯止めをかけるべく、また、地域経済の回復に向けて地方自治体が迅速に効果的な施策を講じられるよう、今後国において編成される補正予算や令和4年度当初予算においても臨時交付金を十分措置するとともに、予備費の更なる活用も含め、必要に応じて機動的に措置すること。また、配分にあたっては、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、事業所数だけでなく、これまでの感染者数といった感染状況の実態など、地域の実情に応じた感染症対策に係る財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。具体的には、まん延防止等重点措置における規模別協力金の下限単価や大規模施設等協力金の国負担割合を緊急事態宣言措置区域と同水準に引き上げるとともに、上乗せ措置を行った場合の大規模施設等協力金の地方負担分（40%）の軽減及び即時対応特定経費交付金の期限撤廃・交付基準の引下げなどの財源措置等により、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うこと。

さらに、規模別協力金や大規模施設等協力金における面積等に応じた支給金額算定の導入により制度が複雑化しており、事業者及び都道府県の双方の事務負担が大きくなっていることを踏まえ、自治体ごとの柔軟な運用を認めること。加えて、審査等の外部委託に係る事務費配分額のさらなる拡充及び大規模施設等協力金における事務費の配分を行い、併せて規模別協力金の早期給付や回収不可能となつた協力金について必要な財政措置を講じること。その上で、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡略化、支払手続きの迅速化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

令和2年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支

援・中長期派遣体制の強化）に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

また、令和3年度地方財政計画において創設された「地域デジタル社会推進費」について、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、事業期間の延長等、必要な措置を講じていくこと。

#### 4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、增收分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任

において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際には、新たな地方負担を生じさせないこと。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担の在り方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調

整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について、地方負担分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用可能とされたが、引き続き、同交付金によらずに全額、国による財政支援を継続すること。

## 5 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

令和3年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税について、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティーの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

## 6 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和2年度税制改正では、地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとされたが、事業の実施及び税の徴収にあたり、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、都道府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

さらに、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された使途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めること。

## 7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資することとする。

## 8 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客觀性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しへ行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

## **9 法人事業税における収入金額課税の堅持**

令和2年度与党税制改正大綱においては、電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しを行うとともに、「電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」とされた。

また、令和3年度与党税制改正大綱においては、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、附加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討すること」とされ、収入金額課税制度の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設を有するなど、多大な行政サービスを受益していること、電気供給業、ガス供給業ともに、小売全面自由化後においても競争圧力が十分に存在するとは認められないこと等を踏まえ、同制度を堅持すること。

## **10 ゴルフ場利用税の堅持**

ゴルフ場利用税については、令和3年度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の

都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

## 11 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

## 12 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和3年度税制改正大綱では、地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加され、令和5年度以降のeLTAXを通じた電子納税に

向けて検討が進められている。また、令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和3年9月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和7年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指している。

引き続き、電子化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講ずること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、税務手続のデジタル化を推進するため、地方税共通納税システムの更なる活用などに関して、対応策を検討すること。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧に聞くこと。

### 13 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、相次ぐ災害への対応や防災力の強化、地方創生の推進、高齢化への対応や子ども子育て支援の充実、児童虐待防止対策などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。加えて、新しい生活様式に対応するため、行政のデジタル化に向けた取組を加速させているが、必要なシステムの導入費用やランニングコスト、端末におけるセキュリティ対策の負担などが課題となっている。このような地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源

保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されること。

令和3年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を0.2兆円上回る62.0兆円を確保した。また、地方交付税を近年の最高額である平成24年度と同水準の17.4兆円確保するとともに、臨時財政対策債を可能な限り抑制した。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

## 14 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、

地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

## 15 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

## 2 土砂災害防止に向けた盛土の安全対策の推進について

近年、我が国は、地震や台風・豪雨など、数多くの自然災害に見舞われており、その被害も激甚化している。そうした中、東日本大震災や北海道胆振東部地震において大規模な盛土造成地の滑動崩落が起これり、本年7月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させるなど、土砂災害、その中でも特に盛土の安全性に対する懸念は日に日に高まっている。

国は、静岡県熱海市の土砂災害を受けて、盛土の安全対策に関する関係府省連絡会議を設置し、崩壊のリスクのある盛土の実態を把握するため、都道府県に依頼して総点検することとなった。

今後、盛土の崩壊等による被害を防止するためには、総点検により危険と判断された盛土のは是正措置や、盛土の崩壊による被害の防止策を講じることが急務となる。

また、建設工事等により発生した土砂等について適正な処理に関する法制度がないことから、地方公共団体が独自に条例を制定するなど対応しているが、条例では十分な抑止力になっておらず、規制に限界がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 総点検により危険と判断された盛土のは是正措置について

- (1) 当該盛土が関係法令及び条例の規制の対象外である場合は、  
は是正措置を行うべき者が不明確となることから、関係する地方  
公共団体と調整の上、適切な役割分担を定めること。
- (2) 危険と判断された盛土のは是正措置を講じるにあたっては、そ  
の実施主体の負担が軽減されるよう、は是正措置に係る基準等を  
明示すること。また、地方公共団体がは是正措置を講ずる場合は、

財政支援を行うこと。

## 2 危険度の高い盛土の抽出及び宅地耐震化について

- (1) 大規模盛土造成地の耐震化事業について、住民が理解しやすい技術情報の提供や、調査・対策費用の縮減策の検討など、総合的な施策の充実を図ること。
- (2) 都道府県、区市町村及び土地所有者等の責務と役割について、法令等に基づき明確に定めるとともに、都道府県又は区市町村の責務と役割を定めた場合には、それを果たすための権限を法令に位置付けること。
- (3) 民地を多く含む大規模盛土造成地において、地方公共団体が事業を実施すべき理由及び範囲を明確に示すとともに、更なる財政支援を行うこと。

## 3 造成地の土地所有者による管理について

- (1) 造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、法令の整備を図ること。
- (2) 造成地の土地所有者が一団の土地を連帶して維持管理するための制度の構築と、土地所有者の維持保全義務を担保する法令の整備を図ること。

## 4 土砂災害の防止に向けた法制度の整備

- (1) 土砂災害の防止に資するため、土砂等の発生者責任を明確にするとともに、その発生から処分に至る流れを管理し、地方公共団体においても情報を共有できる仕組みを設けること。
- (2) 土砂等の埋立て等を許可制とし、全国統一の許可基準を定めること。
- (3) 発生者を含め、不適正な処理を行った者に対する、適正処理

の命令規定及び抑止力のある罰則規定を設けること。

- (4) 新法の規定違反については、建設業法や廃棄物処理法の許可取消し要件とすること。
- (5) 最終的な解決手段である行政代執行を実施する地方公共団体の負担を軽減するための財政支援制度を創設すること。
- (6) 土砂等の無許可の埋立や投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムの構築について検討すること。

### 3 医師確保対策について

医療法及び医師法により、都道府県には、医師確保計画の策定が義務付けられているほか、臨床研修病院の指定や研修医定員の決定の権限が付与されるなど、地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むこととされている。

国は、医師需給推計により 2029 年頃に医師総数は均衡するとしているが、その前提としている現在の医師養成数の水準について検証する必要があるとともに、医師の働き方改革や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、これらの状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、医師の勤務地・診療科の選択と地域医療の確保との調和を図るという構造的な問題の解決や、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消などの医師不足の問題の解決には繋がらない。

また、今般の新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合に、人口が多く急激な感染拡大のおそれがある都市部や深刻な医師不足の状況にある地方においても医療現場を崩壊させることなく適切な医療を提供できるよう、医療従事者を養成・確保する必要がある。

については、医師不足の問題を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 医師需給推計については、算定方法や基礎数値を明らかにする

とともに、医師の勤務環境等の状況の変化に加え、新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制整備についても考慮した上で、再度検証を行うこと。

その上で、医師確保にあたっては、単に地域間の医師の奪い合いとならないよう、医師数全体の底上げを図ること。そのため、大学が医師の不足する地域や診療科に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、臨時定員を含む医学部定員を確保するほか、地域において適切な医療が提供できるよう、医師の不足が顕著な地域や医学部定員が少ない地域における医学部新設や既設医学部の定員に係る規制を緩和すること。

さらに、医学部定員については、今後、減員に向け、恒久定員内の地域枠の設定等の一定の要件を満たした場合のみ、臨時定員の設定を要請可能とする方向性で議論が進められているが、恒久定員内に設定すべき地域枠の割合（5割程度）の要件を見直すとともに、県内大学の恒久定員内への地域枠の設定状況にかかわらず、臨時定員増を積極的に認めるなど、地域の状況に応じ、柔軟な運用を可能とすること。

なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長するがないよう、設置者に対し適切な指導を行うこと。

2 大学が地域医療を担う医師の養成や医師派遣などに主体的に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を実施するとともに、財政支援などのインセンティブを設定するなど、実効性のある対策を行うこと。

3 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、医師が少ない地域や過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医のほか、政策的ニーズの高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野に対する診療報

酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブの設定や、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県の診療科毎の定員を設定するほか、臨床研修医及び専攻医の定員設定を実効的なものとするなど、国が医師偏在対策を主体的に検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の充実など、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を行えるよう、国が責任を持って対策を講ずること。

4 専門医制度において、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱した者については、原則、一般社団法人日本専門医機構は、専門医の認定を行わないこと、認定する場合も都道府県の了承を得ることとされたが、実効性のあるものとするためにも、都道府県が法的な責任を負わされることのないよう、国が専門医の認定要件として地域枠の従事義務の履行を明確に位置付けるなど、責任を持って整備すること。

また、地域枠の離脱の動機が生じないようにするためにも、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務と医師としてのキャリア形成の両立支援に向けた都道府県の取組について、国の支援を拡充すること。

5 専門医養成募集定員のシーリングや臨床研修制度の見直し等の地方への影響が大きい制度改正については、制度の本来の目的を踏まえつつ、地域や診療科の偏在の是正にも資するよう、事前に都道府県の意見を聞くとともに、迅速かつ継続的な見直しを行うこと。

6 新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制を整備するため、都道府県が地域の実情に応じた感染症対策に必要

な医師の確保を行えるよう、国が、感染症が拡大する地域等に対し、地方と連携しながら、専門職を派遣し、現場を支援する体制（感染症版ＤＭＡＴや医療版ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等）を拡充すること。

併せて、感染症対策の検討や医学的知見の蓄積などにおいて中心的な役割を担う機関の設置といった都道府県独自の取り組みを進められるよう、必要な体制整備への支援についても十分配慮すること。

## 4 特定家畜伝染病対策について

近年、全国的に高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が連續して発生している。関東地方知事会の構成都県では、高病原性鳥インフルエンザが茨城県、栃木県、千葉県で、豚熱が栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県で発生しており、令和2年以降に限定しても、現在までに鶏約560万羽、豚約6万8千頭を殺処分する等、地域の畜産業に多大な影響を及ぼしている。

また、令和3年4月に栃木県で発生した豚熱においては、約4万頭の殺処分に延べ約17,000人を動員し、その期間が1か月に及ぶなど、特定家畜伝染病の防疫措置には多くの人員や経費を要し、発生県の負担も重くなっている。

については、特定家畜伝染病の発生を予防し、防疫措置を行う都県等の負担を軽減するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 豚熱について子豚の感染予防を図るため、全国的な免疫付与状況調査及び感染実験等の科学的知見を踏まえ、予防的ワクチンの適切な接種時期・回数について早急に解明すること。

また、解明するまでの間、試験的に子豚期の2回接種を都県の主体的判断により選択できるよう、防疫指針の柔軟な運用を可能とすること。

2 豚熱ワクチンのこまめな接種には多大な経費と人員を要することから、国の財政的支援措置の引き上げを行うとともに、一定の条件下で養豚農家による接種を可能とする制度改正を検討すること。

3 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発生農場における疫学調

査の結果等を踏まえ、発生要因の解明を進めるとともに、農場へのウイルス侵入防止技術の開発など、防疫体制を強化する手法の確立に努めること。

また、継続して飼養衛生管理基準を遵守する必要があることから、施設の改修等が行えるよう国の財政的支援を拡充すること。

- 4 大規模農場での特定家畜伝染病の発生では、防疫措置に莫大な資材、費用並びに人員が必要であるため、発生の規模に応じて国の財政的支援措置を引き上げるなど、支援策の充実を図ること。
- 5 損害を受けた農場に対して、経営再建へ向けた支援策の拡充を図ること。また、特定家畜伝染病の発生により影響を受けたと畜場等関連事業者の経営支援等を講ずること。

## 5 豚熱感染拡大防止に係る野生イノシシ対策について

豚肉の主要産地である関東地域では、令和3年度においても、4県（栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県）の農場で豚熱が発生しており、野生イノシシの豚熱感染も依然として、拡大を続けている状況である。

豚熱の感染拡大を防止するためには、飼養衛生管理基準の遵守徹底や適切な豚熱ワクチン接種など、農場における対策に加え、経口ワクチン散布や捕獲による野生イノシシの生息密度低減といった野生イノシシ対策が重要である。

野生イノシシ対策の実施に当たっては、中長期的な視点から、科学的知見に基づき、感染拡大防止対策を戦略的に実施することが必要である。

また、経口ワクチン散布を各都県が効果的に実施するためには、国において必要な予算を十分に確保するとともに、全量が輸入品である経口ワクチンについて、製造国の動向で供給が左右されないよう、国産経口ワクチンの供給体制を確保することが必要である。

加えて、野生イノシシの捕獲強化に向けて、捕獲従事者の減少や高齢化が進んでいることから、捕獲作業の負担軽減が必要である。

については、豚熱感染拡大防止に係る野生イノシシ対策を強力に推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 野生イノシシの生息頭数や豚熱感染の浸潤状況等のデータ解析結果など科学的知見に基づき、野生イノシシの豚熱感染拡大防止対策を戦略的に実施すること。

- 2 経口ワクチン散布及び抗体付与状況調査などの対策を強化するとともに、必要となる十分な予算を確保すること。また、経口ワクチンの安定供給のため、内製化に向けた取組を加速させること。
- 3 野生イノシシ捕獲作業の労力負担を軽減するため、ＩＣＴ等を活用した効率的で普及性が高い捕獲技術の更なる開発・普及に取り組むとともに、必要となる十分な予算を確保すること。

## 6 発達障害児に関する診療・療育体制の整備について

「発達障害者支援法」（平成17年4月1日施行、以下「法」という。）の施行以来、発達障害に対する社会的認知の広がりにより、支援を必要とする発達障害児は増加傾向にある。

発達障害の早期発見・早期支援は、発達障害児が抱える生きづらさや保護者の不安を軽減させるとともに、当該児童が周囲からの理解を得ながら社会への適応を進めていくためにも極めて重要なことである。

法においても、できるだけ早期に適切な発達支援を行うことが特に重要なこととされており、早期発見・早期支援のために必要な措置を講じることは、国及び地方公共団体の責務とされている。

しかしながら、発達障害に関し専門的な診療ができる医師や医療機関は不足しており、全国的に発達障害の診断にかかる初診待機の長期化が課題となっている。

また、早期発見・早期支援の実現には、発達障害児の診断・療育等に携わる医師や作業療法士等の人材を育成し、身近な地域において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくりが不可欠となっている。

については、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 専門的な診療ができる医師が安定的に確保されるよう、専門的に発達障害の診療及び発達支援を行うことができると認める医療機関においては、算定が2年間に限られている「小児特定疾患カウンセリング料」の年数制限を廃止すること。

- 2 発達障害を理解し適切に支援できる人材を育成するため、財政措置を充実させること。
- 3 障害福祉サービス等報酬改定により、作業療法士等の専門職を配置する事業所に報酬を加算する制度が創設・拡充されたが、発達障害の特性に応じた支援ができる専門職を充足させるため、報酬改定の効果を検証し、さらに必要な見直しを行うこと。

## 7 学校教育の充実に向けた人材の確保について

現在、小学校では、加配を含めた教職員定数を活用して、外国語、理科、音楽、図画工作、体育などにおいて専科指導を実施している。教員が自分の得意分野や専門性を有する内容を指導することは、多様な児童一人一人が知識や技能を習得する上で、大変有意義である。さらに、専科指導は、学級担任の持ちコマ数の削減など教員の負担を軽減する一助となり、教育相談や教材研究などに取り組む時間を生み出している。

しかし、外国語を指導するための英語専科の加配教員については、一定以上の授業時数を受け持たなければならないなど、専科指導の加配教員の活用には条件があるため、地域の実情や学校の実態を踏まえた配置が困難な場合もある。

また、専科指導の加配定数を増やすために、少人数指導の加配定数が振り替えられたため、学校がチーム・ティーチングや習熟度別指導など多様な指導形態を選択するための定数が不足している。

さらに、子供をめぐる課題が複雑化・多様化している中、児童生徒に関する情報共有、家庭や地域との連携・協働などがこれまで以上に必要となり、教員の負担は増加していることから、教員を支える多様な人材を学校に配置することが大変重要である。

については、学校における働き方改革を実現するとともに、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応による、学校教育活動の質の向上を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 専科指導のための加配定数について、従来措置されていた少人数指導の加配定数からの振替によらずに措置できるよう、必要な定数措置を講じること。

- 2 国から措置される加配定数について、配置や活用に条件を付すことなく、地域の実情や学校の実態に応じて、専科指導や少人数指導など多様な指導方法を学校が選択し柔軟な活用ができるよう、制度の見直しをすること。
- 3 学校を支える人材の配置について、スクール・サポート・スタッフや学習指導員等、多様な人材の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充すること。

## **8 警察官の増員、警察車両及び装備資機材の整備による治安基盤の充実・強化について**

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある。しかし、DV相談、児童虐待等の人身安全関連事案や特殊詐欺等、女性や子供、高齢者が被害者となる犯罪が多発しており、治安情勢は依然として厳しい状況にある。

関東地方知事会を構成する10都県（以下「首都圏」という。）においては、全国の刑法犯認知件数の約42%、交通事故、DV相談、児童虐待通告人員の約40%が集中しており、特に特殊詐欺被害については、全国の約60%が首都圏で発生している。

また、首都機能の維持・継続を下支えする警視庁はもとより、他の9県においても、警察官1人当たりの人的負担は大きく、各種警察事象に的確に対応するためには、一層の人的基盤の強化が必要である。さらに、限られたマンパワーを最大限に生かし、警察活動を効果的に推進していくためには各種装備資機材の充実・強化を併せて行う必要がある。

については、安全・安心な社会の実現のために、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### **1 警察官の増員による人的基盤の強化**

治安に対する国民の不安を解消し、安全・安心な社会を実現するためには必要な人的基盤を強化すること。

### **2 警察車両及び装備資機材の整備による治安基盤の充実・強化**

限られたマンパワーを最大限に発揮できるよう、警察活動を支える警察車両及び装備資機材の充実・強化を図ること。

## **9 防災・防疫対策等の推進について**

本年7月、8月の相次ぐ記録的な大雨により、土石流や河川の氾濫など、全国各地で甚大な人的・物的被害が発生した。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靭化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国内外で猛威をふるうCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）を前にして、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### **I 地震・風水害対策等の推進について**

#### **1 地域の国土強靭化の取組への支援**

国土の強靭化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靭化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

## 2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体が実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、

自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。

- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (7) 南海トラフ地震や首都直下地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (8) 公共事業等による用地測量の成果を活用することで、地籍調査未実施地域における地籍整備が図られるため、この取組が促進されるよう補助金の対象となる地域を拡大するなど、制度を拡充すること。

### 3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、支障木の予防伐採や復旧作業を迅速に進められるよう、国において地方公共団体や事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援等を行うこと。

また、地方公共団体の他、停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現

するため、太陽光発電・蓄電池システムの価格低減を促す取組や外部への電源供給が可能な自動車への補助金の拡充などを推進すること。

#### 4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。
- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路等の整備を含め、災害時にも機能する強靭な道路ネットワークの構築や無電柱化を推進するための予算を十分に確保すること。
- (3) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要なことから、中小企業等に対する事業継続計画（B C P）策定へのインセンティブを拡充すること。

#### 5 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を發揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制

確保のため、大規模災害時における全国的な相互派遣調整システムなど福祉人材の派遣に関するスキームの構築をすること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の発生リスクを抑えるため、避難者の受け入れを行うにあたって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。
- (4) 避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。
- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。

## 6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制

の確立に向けた支援を行うこと。

- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

## 7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。  
また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 応急的な住まいを解消し、居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

## 8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対策や、氾濫推定図やハザードマップの策定などのソフト対策が進めら

れるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。

- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。

- (5) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。

- (6) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。

## 9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。
- (2) (1) の対策を一層推進するため、火山の監視・調査研究を一元的に行う政府機関を設置すること。
- (3) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (4) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。
- (5) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。  
また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。
- (6) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。  
また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。
- (7) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

## 10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

(1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

(2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

(3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、住民が安心して退避できるよう、その重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

(4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国・分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見

を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人事費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

## II 防疫対策等の推進について

### 1 防疫に対する財政措置等

- (1) 我が国の防衛費は、GDPの1%を目安に財政措置が講じられているが、「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費には必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し十分な財政措置を講じること。
- (2) 他国から購入したワクチンの接種が開始され、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた取組が進められているが、他国頼みの政策は、毎回輸入に頼らざるを得なくなり、安全保障上の観点から大きなリスクを負うことになる。

一方、我が国は、世界トップレベルのライフサイエンスに関する学問水準と研究・開発能力を有しており、研究開発資金の不足等の障壁を取り除くことにより、その能力が十分に発揮されることが期待できる。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、今後の新興の感染症に備えるためにも、感染症から国民を守る治療薬及びワクチンの国産化が、国の安全保障上、不可欠である。

国は、これを国家的重要戦略と位置付け、その開発、生産、供給体制の確立に向けた大規模な基金創設などによる大胆な資金投入を行い、重点的に支援すること。

### 2 防疫体制の整備等

- (1) 予期せぬ感染症に的確に対応するためには、水際対策や感染拡大防止策を中心とした防疫業務が重要である。また、防疫体制の整備には、国の強力なリーダーシップが必要であることから、省庁横断的な対応を可能にすること。

併せて、感染拡大の前段階での迅速な対応を可能とするため、

感染症対策に関する専門知識を持つ職員を増強し、国内外の感染症の発生動向を常時監視するとともに、リスクを評価すること。

加えて、都道府県の感染症対策を総合的に担う感染症専門施設の設置に向けて、全国的な制度の創設を図ること。

- (2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。

国は、先般改正された感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

- (3) 感染症の流行を抑えるためには、一定割合の国民のワクチン接種によって集団免疫を獲得する必要がある。

このため、現在進められているワクチン接種の有効性・安全性について、国民が正しく判断するための情報をより積極的に発信すること。

また、ワクチンの効果や持続期間等に関する知見を収集し、必要であれば定期接種化に向けた制度の枠組や体制の構築を検討し、ワクチン接種に係る国民全体への働きかけを強化すること。

併せて、これを実現するための安定したワクチン供給体制の確保について取り組むこと。

### 3 医療提供体制の充実・強化

- (1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要があり、また感染状況によっては、従事者が不足する地域

も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

- (2) 感染症指定医療機関などにおける感染症者の受け入れ体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働くよう支援を継続して行うこと。

また、最前線で感染症治療にあたる医療従事者に対して差別や偏見、心ない誹謗中傷など、人権が脅かされる事例が発生していることから、国として広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化を図ること。

- (3) 公立病院に対する一般会計からの支援である繰出金について、国が定める基準に基づく繰出金は地方交付税措置の対象となるが、単なる赤字に基づく基準外の繰出金は財源措置されない。感染患者の受入は公立病院を中心となっているが、感染の長期化に伴う一般患者の受診控えに伴う経営の悪化は、感染症対策にも影響を与えるものである。こうした状況を踏まえ、公立病院への一般会計からの繰出金については、新しい基準の創設や現在の基準の緩和により、地方交付税措置の拡充を図ること。また、公立病院以外の新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関等に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

#### 4 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の国土」を形成する必要性が認識されたところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

## 10 ウィズコロナ・ポストコロナの観光振興について

我が国では平成29年3月に観光立国推進基本計画を策定し、観光立国の実現に取り組んできたが、長期化する新型コロナウイルス感染拡大に加え、この夏の大河川氾濫や東京オリンピック・パラリンピック無観客開催などによる深刻な影響を受け、観光関連産業は危機的状況に陥っている。

インバウンドの回復が見込めない中、これまでG o T o トラベル事業や地域観光事業支援など国内旅行による観光需要の下支えを行っているものの、波のように繰り返す新型コロナウイルス感染拡大にともない発出される緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による外出・移動の自粛要請を受けた旅行キャンセルは、更に先の見えない状況へと観光関連事業者を追い込んでいる。

観光が国の成長戦略の柱であり、地方創生の切り札であることは、ポストコロナにおいても変わるものではない。

成長戦略の柱、地方創生の切り札の担い手となる観光関連産業がコロナ禍を乗り越えるためには、コロナ禍の先にある我が国の観光のビジョンを示すこと、観光消費額などがコロナ禍以前の状況に戻るまでの支援継続が必要である。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

### 1 行動制限とその対応について

ワクチン接種やPCR検査等を条件とした行動制限の緩和については、観光関連事業者から高い関心を寄せられていることを踏まえ、安心・安全な観光の実現を強力に推し進めること。

また、国民の楽観視を招くことによる感染再拡大が起こることの無いよう、誤解を招かないための正確な情報発信を行うとともに

に、最悪の事態を想定し現状よりも強い措置がとれる法整備など適切な対策を講じること。

なお、人の移動を抑制する場合には、観光関連産業に甚大な影響が生じることから、宿泊施設をはじめ観光関連事業者に対して、引き続き十分な経営支援の財源措置等の方策を講じること。

## 2 観光需要喚起策について

観光消費額や国内居住者の国内旅行者数、訪日外国人旅行者数が、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準に戻るまで、G O T O ト ラベル事業や地域観光事業支援などの需要喚起策を継続すること。

なお、地域観光事業支援については、感染状況が落ち着いている地域において、各自治体の判断で近隣圏域を対象可能とするなど、柔軟かつ弹力的な運用ができるようにすること。

また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用のほか、段階的な緩和措置などにより、地域観光事業支援を活用できていない自治体についても支援を受けられるよう、事業期間の延長や翌年度への事業費の繰越しなど、必要な措置を速やかに講じること。

## 3 現状分析と今後の方向性について

ポストコロナの観光について、コロナ禍の影響の分析・検討を行い、そのことに基づいた、国内旅行及び外国人旅行客の受入れに関する観光再生ビジョンを強力に打ち出すこと。

## 4 社会変革に伴う新たな観光スタイルの推進について

コロナ禍の中で注目され多くの観光関連事業者が取り組んでいる、長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性ある新たな旅行スタイルを推し進めるため、国主導で休暇の分散

や長期休暇の取得、働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への呼びかけ・周知に努めること。

## 5 持続可能な観光地域づくりについて

観光地域づくり法人(DMO)の形成・確立に当たり、継続的に専門人材を確保・育成するための財政支援制度を充実させるとともに、同法人が安定的に事業を行うための、また、地方自治体を含め地域の実情に応じた観光振興策を講じるための、交付金のような財政支援制度を創設すること。

## 6 インバウンドの推進について

(1) 入国時の水際対策の徹底に加え、新型コロナウイルスに罹患した場合や罹患が疑われる事態における対応の万全な体制を構築するとともに、国民や観光関連事業者に対し、インバウンドに関する安全対策等の十分な周知をおこない、観光地が安心してインバウンド客を受け入れができるよう取り組むこと。

(2) ワクチン接種が進み、海外では入国制限を緩和する動きがあることから、我が国のインバウンド再開に向けた具体的なプロセスを早急に示すこと。加えて、インバウンドを再開する際には、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施すること。

## 11 二拠点居住等の推進について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークが普及し、場所にとらわれない新しい働き方・暮らし方が国民の間で急速に広がっている。

その中でも、複数の生活拠点を設ける二拠点居住・二地域居住に対する国民の関心は高い。また、普段の職場から離れ余暇を楽しみながら仕事を続けるワーケーションについて、新しい働き方として広がりが期待される。

二拠点居住等の推進は、都市部と地方部のつながりを強化とともに、活力ある地方の実現に資する可能性を秘めている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2021」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」に二拠点居住等の推進を位置づけ、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた日本全体を再び元気にする活力ある地方創生に取り組もうとしている。

関東地方知事会でも、多くの都民・県民が場所にとらわれない新たなライフスタイルの実現を目指しており、それぞれの都県において、サテライトオフィスの整備促進や、地域の魅力発信のためのポータルサイトの運営、二拠点居住等を希望する企業・個人と受入地域とのマッチングなど、様々な取組を進めている。

しかしながら、二拠点居住等を強力に推進するためには、その実態を正確に把握することが不可欠であり、また、例えば保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方をはじめとして、新しい働き方・暮らし方の実現のために制約となっている様々な課題を解決していく必要がある。

この課題解決に向けて、関東地方知事会では、令和3年5月に構成都県全てが参加する研究部会を設け、研究を進めてきたところであり、関係各位においては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

## **1 二拠点居住等の実態把握**

コロナ禍を経て、国民の間に新しい働き方・暮らし方が広がってきていていることを踏まえ、二拠点居住等について、国勢調査も含めた全国一律の調査を定期的に実施し、実態を可能な限り正確に把握し、公表すること。

## **2 二拠点居住等に対応した新たな制度の構築と運用の検討**

### **(1) 各自治体における二拠点居住等の実践者の把握方法の検討**

それぞれの自治体における二拠点居住等の実践者の把握方法について、マイナンバー制度や新たなデジタル技術の活用などを念頭に、自治体と連携して制度設計を検討すること。それによって、自治体による的確な災害時の安否確認や不在時の防犯対策につなげられるようにすること。

### **(2) 二拠点居住等の実践者に対する円滑な公共サービスの提供に係る検討**

各自治体において二拠点居住等の実践者を把握した上で、住民票にとらわれない実際の居住実態に即した公共サービスの在り方について、自治体と連携して検討すること。それによって、福祉サービス等について適切な形での二拠点居住等の実践者への提供につなげること。

特に、二拠点居住等の実践者が安心して子育てできる環境整備のために、住所地ではない別拠点においても特定教育・保育施設等を利用できる仕組みを検討するとともに、区域外就学制度の活用が進むよう、ガイドラインの策定・子どもの受け入れサポート等を図ること。

### **(3) 新たな公共サービス等の提供に伴う適切な財源確保の検討**

二拠点居住等の推進により地方の果たす役割は一層大きくなる中で、居住実態に即した二拠点居住等の実践者に対する公共サービス提供の検討にあたって、各自治体の適切な財源確保の在り方について検討すること。

具体的には、二拠点居住等の実践者に提供するサービスに係る財政需要や実践者の負担の在り方について、地方交付税の算定や住民税の確実な課税等を通じて、各自治体が財源を適切に確保できる仕組みについて検討すること。

## **3 場所にとらわれない多様な働き方・暮らし方が可能な環境の整備**

### **(1) 二拠点居住等の働き方が可能な環境整備に対する支援**

地方創生テレワーク交付金等、テレワークの促進に資する交付金の継続及び人口減少自治体への対象拡大など、テレワーク環境整備への支援を強化すること。

また、企業等に対してワーケーションの助言なども行う社会保険労務士等の専門家派遣などにより、柔軟な働き方を可能とする就業規則の整備や適切な労務管理を企業側に促すこと。

### **(2) 二拠点居住等の生活における環境の整備に対する支援**

空き家に関する講習会の実施や改修費助成等により空き家の利活用支援を継続・強化するとともに、補助・優遇等により空き家バンクの利便性向上を図るなど、多様なライフスタイルの希望に沿った住まいの提供を支援すること。

また、拠点間の移動経費は二拠点居住等の生活において大きな負担となっていることから、地方創生推進交付金におい

て自治体による交通費補助等の個人給付を対象経費とするとともに、交通事業者と連携して定額料金体系の導入を促進するなど、二拠点居住等の実践者の移動に要する負担軽減を図ること。

